# 「代理店の設置等に関する基本要領」中一部改正

- 2. (1)を横線のとおり改める。
  - (1) 代理店の事務の委任を受ける金融機関が、次の条件をすべて満たすこと。

- ハ、当該金融機関に適用される法令に基づいて算出された連結および単 体自己資本比率(ただし、外国銀行については、その母国において「自 己資本の測定と基準に関する国際的統一化」(1988年7月バーゼ ル銀行監督委員会)または「自己資本の測定と基準に関する国際的統 一化:改訂された枠組 (2004年6月バーゼル銀行監督委員会) に基づき定められた規制であって当該外国銀行が現に適用を受けるも のにより算出された自己資本比率とする。以下同じ。) ならびに当該 金融機関を子会社とする銀行持株会社がある場合における当該銀行持 株会社の連結自己資本比率が、イ、の申出の直前の決算期末(中間決 算期末を含む。以下同じ。)において、国際統一基準(銀行持株会社 については第一基準とする。以下同じ。)の適用先(外国銀行を含む。) にあっては8%以上、国内基準(銀行持株会社については第二基準と する。以下同じ。)の適用先にあっては4%以上であること。また、 国際統一基準適用先または国内基準適用先の何れにも該当しない先は、 業務内容等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であると認められ ること。
- 二、当該金融機関の経営の内容(直前の決算期末以降の状況変化を含む。)に照らして、上記ハ、の自己資本比率の維持が困難と認められる事情がないこと、および流動性リスク管理が適切でないとみられる等その他信用力に問題があると認められる特段の事情がないこと。

以下略(不変)

- 3. (1)を横線のとおり改める。
  - (1) 歳入代理店の事務の委任を受ける金融機関が、次の条件をすべて満たすこと。

### イ、略(不変)

ロ、当該金融機関に適用される法令に基づいて算出された連結および単体自己資本比率ならびに当該金融機関を子会社とする銀行持株会社が ある場合における当該銀行持株会社の連結自己資本比率が、イ、の申 出の直前の決算期末において、国際統一基準適用先(外国銀行を含 む。)にあっては8%以上、国内基準適用先にあっては4%以上であること。また、国際統一基準適用先または国内基準適用先の何れにも該当しない先は、業務内容等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であると認められること。

ハ、当該金融機関の経営の内容(直前の決算期末以降の状況変化を含む。)に照らして、上記ロ、の自己資本比率の維持が困難と認められる事情がないこと、および流動性リスク管理が適切でないとみられる等その他信用力に問題があると認められる特段の事情がないこと。

以下略(不変)

- 4. (1)を横線のとおり改める。
  - (1) 歳入代理店の事務の復託を受ける金融機関が、次の条件をすべて満たすこと。

ハ、当該金融機関の経営の内容(直前の決算期末以降の状況変化を含む。)に照らして、上記ロ、の自己資本比率の維持が困難と認められる事情がないこと、および流動性リスク管理が適切でないとみられる等その他信用力に問題があると認められる特段の事情がないこと。

以下略(不変)

- $\bigcirc$  4.  $\bigcirc$  2 (1) を横線のとおり改める。
  - (1) 歳入代理店の事務の復託を受ける銀行代理業者等が、次の条件をすべて満たすこと。

## イ、略(不変)

ロ、当該銀行代理業者等が、金融機関の預金等の受入れおよび為替取引 の代理を営むにあたり法令上必要とされる一定の財産的基礎を有する こと。

ただし、当該銀行代理業者等が金融機関の場合、当該金融機関に適用される法令に基づいて算出された連結および単体自己資本比率ならびに当該金融機関を子会社とする銀行持株会社がある場合における当該銀行持株会社の連結自己資本比率が、復託の申出の直前の決算期末において、国際統一基準適用先(外国銀行を含む。)にあっては8%以上、国内基準適用先にあっては4%以上であること。また、国際統一基準適用先または国内基準適用先の何れにも該当しない先は、業務

内容等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であると認められること。

ハ、当該銀行代理業者等の経営の内容等に照らして、上記ロ、の財産的 基礎の維持が困難と認められる事情がないこと。

ただし、当該銀行代理業者等が金融機関の場合、当該金融機関の経営の内容(直前の決算期末以降の状況変化を含む。)に照らし、上記ロ、の自己資本比率の維持が困難と認められる事情がないこと、および流動性リスク管理が適切でないとみられる等その他信用力に問題があると認められる特段の事情がないこと。

以下略 (不変)

- 4. の3(1)を横線のとおり改める。
  - (1) 歳入復代理店の事務の復託を受ける銀行代理業者等が、次の条件をすべて満たすこと。

## イ、略(不変)

ロ、当該銀行代理業者等が、金融機関の預金等の受入れおよび為替取引 の代理を営むにあたり法令上必要とされる一定の財産的基礎を有する こと。

ただし、当該銀行代理業者等が金融機関の場合、当該金融機関に適用される法令に基づいて算出された連結および単体自己資本比率ならびに当該金融機関を子会社とする銀行持株会社がある場合における当該銀行持株会社の連結自己資本比率が、復託の申出の直前の決算期末において、国際統一基準適用先(外国銀行を含む。)にあっては8%以上、国内基準適用先にあっては4%以上であること。また、国際統一基準適用先または国内基準適用先の何れにも該当しない先は、業務内容等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であると認められること。

ハ、当該銀行代理業者等の経営の内容等に照らして、上記ロ、の財産的 基礎の維持が困難と認められる事情がないこと。

ただし、当該銀行代理業者等が金融機関の場合、当該金融機関の経営の内容(直前の決算期末以降の状況変化を含む。)に照らし、上記ロ、の自己資本比率の維持が困難と認められる事情がないこと、および流動性リスク管理が適切でないとみられる等その他信用力に問題があると認められる特段の事情がないこと。

### 以下略(不変)